

市立高等学校いじめ重大事態について

【不登校事案】

1 事案の概要

- 令和3年2月24日 学校が生徒Aからいじめの相談を受けた。後日、学校は関係生徒から聞き取り等対応を行った。
- 4月21日 学校が生徒Aからいじめの相談を受け、いじめ認知し対応を行った。
- 5月以降 学校は、事案の解消に向けて対応を行った。生徒Aは7月の期末テストを受けに登校していたが、2学期以降、登校することができなくなった。
- 7月28日 市教委が生徒A及びその保護者と面談を行った。
- 8月23日 教育委員会定例会で事案の報告を行った。
- 8月27日 市教委がいじめ重大事態（不登校事案）と判断し、学校主体の調査を開始した。
- 9月6日 市長に報告を行った。
- 9月以降 学校は家庭訪問を定期的に行い、生徒A及び保護者と面談や学習課題の受け渡しを行った。校内いじめ対応チーム会議を適時開催し、対応を協議した。
- 12月22日 生徒AがYouTuberとともに学校を訪問した。その時の映像や音声はYouTubeで配信されている。同日、市教委は生徒Aの保護者と面談を行った。
- 令和4年3月22日 市教委が第三者委員会（いじめ問題対策審議会）へ諮問を行い、調査を移行した

- 2 調査組織 不登校重大事態の為、「不登校重大事態に係る調査の指針（H28 文科省）」に則り学校主体の調査を開始した。



学校主体の調査では、十分な結果を得られないと判断した為、第三者委員会（いじめ問題対策審議会）に調査を移行した。

【退学事案】

1 事案の概要

- 令和3年9月8日 市教委が生徒Bの保護者から連絡を受け、学校に確認を行った。学校がいじめを認知した。
- 9月9日 市教委がいじめ認知報告書を受け取り、学校は対応を行った。
- 9月以降 学校は生徒B及び保護者と面談や電話連絡を行い、解決に向けて対応を行った。
- 令和4年1月17日 学校が生徒Bの保護者から退学願を受け取った。
- 1月17日 市教委は学校から連絡を受けた。
- 1月18日 教育長に報告し、いじめ重大事態として対応することとした。
- 1月24日 市長及び教育委員会定例会にて報告を行った。
- 2月16日 市教委が第三者委員会（いじめ問題対策審議会）へ諮問を行い、調査を開始した
- 2月22日 市教委が生徒Bの保護者と面談を行い、調査の説明及び意向の確認を行った。

- 2 調査組織 退学事案の為、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29 文科省）」に則り、第三者委員会（いじめ問題対策審議会）で調査を開始した。

調査の主体及び組織について

1 調査の主体の判断

学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断する

調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行います。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

2 調査主体について

事案の内容	調査主体
生命心身財産重大事態 (退学・転学も含む)	→ 学校又は設置者（第三者委員会）が主体
不登校重大事態	→ 原則、学校が主体 ※ただし、学校主体の調査では十分な結果を得られないなどと判断した場合は、設置者（第三者委員会）が調査を実施する。

3 調査組織について

- ・設置者が主体（第三者委員会）
法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関(尼崎市いじめ問題対策審議会)
※重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から「附属機関」を設置しておくことが望ましい
- ・学校が主体
既存の学校いじめ対策チームに第三者（専門的知識及び経験を有するもの）を加えた組織

※いずれにしても、公平性・中立性を確保することが大切であり、調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について、被害児童生徒やその保護者に進捗状況も含め適切な情報提供をしていく必要がある。